



# 交通安全ニュース

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

令和2年7月  
第 112 号

## あおり運転は犯罪!!免許取消!!

3～5年以下の懲役又は50～100万円以下の罰金!更に免許取消し!

- ① 妨害運転(交通の危険のおそれ)【あおり運転をした場合】  
他の車両等の通行を妨害する目的で急ブレーキ禁止違反等の一定の違反が行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金 違反点数25点 免許取消し(欠格期間2年)**

- ② 妨害運転(著しい交通の危険)【あおり運転のせいで危険が生じた場合】  
上記①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

**5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 違反点数35点 免許取消し(欠格期間3年)**

- 妨害運転を受ける等した場合は、サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難するとともに車外に出ることなく、ためらわずに110番通報してください。  
○ 車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、相手の立場について思いやりの気持ちをもって、ゆずり合いの運転をすることが大切です。  
また、交通事故防止のためには、前の車が急に止まっても、これに追突しないような安全な速度と車間距離をとることが必要です。  
正しい交通ルールを守った運転で、皆が安全・快適に通行できる交通環境をつくりましょう。

## 夏の交通安全県民運動

～7月1日(水)から7月10日(金)～

### 【運動の重点】

- ① 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転・過労運転の根絶
- ⑤ 横断歩道利用者ファースト運動の推進
- ⑥ 「あおり運転」「ながら運転」の防止

日時	7月1日(水)10:00～	7月6日(月)10:30～
場所	名神高速道路 竜王IC	名神高速道路 彦根IC

**【掲示用】 飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」を活用してください!!**

全日本トラック協会発行の機関紙「広報とらっく」(令和2年6月15日付)に折り込みされた『掲示用飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!』』を掲示して、飲酒運転防止に活用しましょう。  
併せて、全ト協発行の「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用して、取組みを強化しましょう。本県では飲酒運転の交通事故はありません。